

# 高齢者等特殊詐欺被害防止CM制作業務委託 業務説明書

## 1 業務の概要

### 〈1-1 業務の目的〉

高齢者を中心に県内で被害が増加している特殊詐欺等の被害防止を目的として、高齢者をターゲットとした訴求効果の高いCMを制作し、テレビにおける放映やホームページへの掲載を行うことで、広く県民に広報啓発を図り、被害防止対策を強化する。

### 〈1-2 業務の内容〉

#### (1) 業務概要

奈良県民、特に高齢者をターゲットに、特殊詐欺被害防止啓発を行うことを目的としたCMの企画・立案・制作・放映を行う

#### (2) 制作物

CM制作業務映像1本（長さは30秒とする。）

#### (3) ターゲット

奈良県民（特に高齢者）

#### (4) 編集方針

特殊詐欺の犯行手口をわかりやすく紹介し、特殊詐欺の被害防止対策として防犯電話の導入が有効であることを訴求。高齢者に防犯電話の導入を喚起させる構成とする。

#### (5) 放送回数

業務委託期間中、30回以上放送

#### (6) 放送範囲

県域を含む放送エリアの地上波デジタルテレビにおいて放送

#### (7) その他CMに求められる要素

CMの狙い	<ul style="list-style-type: none"><li>・本県ではこれまでもテレビCM等において、特殊詐欺被害防止に向けた啓発を行ってきたが、巧妙な詐欺の電話が毎日のように県内でかかっている。詐欺の被害額は高額であり、被害者の大半が高齢者であることから、深刻な問題である。</li><li>・特殊詐欺被害の被害に遭わないためには、詐欺の手口を知って犯行を見破ることと、防犯電話の導入等により知らない電話番号の電話には出ないことなどの対策を講じる必要がある。</li><li>・詐欺の手口の周知と防犯電話の導入等の被害防止策を呼びかけることが、奈良県の特種詐欺撲滅につながる。</li><li>・奈良県民（特に高齢者）に対して、特殊詐欺被害防止に向けた行動を喚起し、奈良県の安全・安心を実現していくために、訴求力の</li></ul>
-------	--

	あるCMとしたい。
使用機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ放送におけるCMの放映</li> <li>・奈良県ホームページへの掲載</li> <li>・奈良県及び奈良県警察 YouTube チャンネル等 SNS での配信</li> <li>・その他イベント等での放映など</li> </ul>
関連資料 (URL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまとの安全 (<a href="http://www.pref.nara.jp/14185.htm">http://www.pref.nara.jp/14185.htm</a>)</li> </ul>
素材の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県章及び安全・安心まちづくり推進課のロゴを県より提供。</li> </ul>
タレント・ BGM・ ナレーション・ アニメーション の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれも可能とする。</li> <li>・タレントを起用する場合、候補者及び人数は受託者の提案とし、趣旨に合ったタレントの候補者を受託者が数人挙げたうえで、奈良県が決定することとする。</li> </ul>

#### (4) 受託者が行う業務の詳細

##### ①CMの企画・立案

- ・CM制作に当たっての企画・立案を行うこと。
- ・企画に基づき、構成及び台本（絵コンテを含む。）を作成すること。
- ・構成及び台本の作成に当たっては、県と協議を行い、内容を決定すること。
- ・企画、構成又は台本（絵コンテを含む。）について、県が修正又は再考を指示した場合には対応すること。

##### ②CMの制作

- ・CMの長さは30秒とすること。
- ・CM制作に必要な撮影及び編集作業等を行うこと。
- ・視聴覚に障害のある視聴者に対して十分な訴求効果を与えられるよう、音声、映像及び表現などに配慮を行うこと。
- ・CMの最後に奈良県の県章及びロゴを挿入すること。
- ・使用期間を設けないこと。
- ・人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。
- ・撮影先や出演者等との連絡調整及び撮影日の日程調整等を行うこと。
- ・映像の加工・編集、音楽・音声の付加、字幕・テロップの付加などの編集作業を行い、完成までに県による内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・撮影の際に発生する使用料、出演料及び謝礼等の費用を負担すること。
- ・その他機材の手配や撮影に伴うスタッフの旅費等を含め、CM制作に係る全ての費用は委託費に含まれるものとする。

### ③打合せ会議

- ・受託者の決定後、業務内容及び業務実施スケジュールについて、直ちに奈良県と打合せを行うこと。
- ・業務実施スケジュールに応じて随時打合せを行うこと。
- ・奈良県が打合せを指示した場合は、随時速やかに対応すること。
- ・各回の打合せごとに議事録を作成し、奈良県の確認を受けること。

### ④その他本業務を円滑に遂行するために必要となる業務

- ・本業務説明書に記載のない事項であっても、CMの制作に必要な業務は適宜実施すること。
- ・上記の業務に係る費用は、委託費に含まれるものとする。

## (5) その他留意事項

### ①撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行に当たり、取材、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者が対応し、それらに係る経費についても受託者が負担するものとする。(肖像権及び著作権等に関する手続き及び必要経費を含む。)

②CMに使用する音楽の著作権は、永続的に使用が可能となるよう著作権処理を行うこと。

③素材は出所が明らかなものを使用し、契約期間後にその使用に係る追加経費が生じることなく、永続的に使用が可能となるようにすること。契約期間後に素材の使用に係る経費が生じた場合は、受託者が負担すること。

## 〈1-3 履行期間〉

契約締結日から令和5年2月28日(火)までとする。

## 〈1-4 成果品〉

本業務の成果品及び成果品引渡期限等については、以下のとおりとする。

### (1) 引渡期限

#### ①下記(3)成果品の①から③まで

令和4年11月18日(金)午後4時30分まで

#### ②下記(3)成果品の④から⑥まで

令和5年2月28日(火)午後4時30分まで

(2) 納入先

奈良市登大路町30番地

奈良県庁本庁舎2階 奈良県総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課

(3) 成果品

①DVD-Video規格のDVD 正副2枚

②インターネット配信用データ (DVD-R1枚に記録 正副2枚)

ファイル形式：MP4形式 解像度：4K以上

映像ビットレート：6Mbps以下 音声ビットレート：192kbps以上

エンコード形式：CBR

③デジタルサイネージ用データ (DVD-R1枚に記録 正副2枚)

ファイル形式：F4V形式 解像度：4K以上

映像ビットレート：4.8Mbps以下 (オーディオビットレート含む。)

エンコード形式：CBR フレームレート 30fps以下

④業務完了報告書

⑤撮影素材及び撮影場所等の一覧

⑥打合せ記録一式

(4) 検収方法

①〈1-4 成果品〉の(3)に掲げる成果品について、契約書及び本業務説明書等に基づき、必要な検査を受けなければならない。

②上記①において指摘があった場合には、奈良県の指示に従い、適正に対応するとともに、再度①の検査を受けなければならない。

③上記①の検査に合格した成果品は、〈1-4 成果品〉の(1)の引渡期限までに納品しなければならない。

〈1-5 その他の事項〉

(1) 個人情報に関する取扱い

本業務における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳重に取扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

(2) 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

①受託者は、成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利

を含む。)を奈良県に無償で譲渡するものとする。

②奈良県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、業務説明書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

③受託者は、奈良県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

④著作権が奈良県以外の第三者に帰属する素材を使用する場合は、テレビCM及びインターネット等での使用が許諾されているか確認すること。なお、それに係る費用は受託者の負担とする。

### (3) その他

#### ①貸与資料

奈良県が保有する資料については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて貸与するものとする。県が貸与する資料は本業務の完了後、速やかに返却しなければならない。

#### ②機密保護

- ・受託者はデータ及び資料の漏えい、紛失及び盗難等を防止する措置をとらなければならない。
- ・受託者は、奈良県より貸与された資料及び本業務実施中に生じる全ての成果品を、奈良県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- ・奈良県より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意すること。

#### ③再委託について

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の内容、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を奈良県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本件業務に伴う成果品については、物品等の製造いかんに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者との契約等によって担保されていること。

#### ④業務内容の変更

受託者は、やむを得ない事情により本業務説明書の変更を必要とする場合には、あらかじめ奈良県と協議のうえ、承認を得ること。

#### ⑤記載外事項

本業務説明書に記載されていない事項については、奈良県と協議のうえ決定すること。

#### ⑥その他

本業務説明書の記載内容に疑義が生じた場合は、奈良県と協議すること。

## **2 参加表明書の作成に関する質問の受付及び回答**

### 〈2-1 提出方法〉

FAXで提出し、電話にて受信の確認を行うこと。

担当者名及び連絡先（電話番号及びFAX番号）を明記すること。

### 〈2-2 受付期間〉

令和4年6月28日（火）の午前8時30分から令和4年7月5日（火）の午後4時30分まで

ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

### 〈2-3 提出先〉

奈良県総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課 安全・安心まちづくり推進係

TEL：0742-27-8730

FAX：0742-27-5280

住所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

### 〈2-4 回答〉

令和4年7月8日（金）から質問に対する回答の掲載を開始し、令和4年7月19日（火）までに、全質問に対する回答を「奈良県安全・安心まちづくり推進課ホームページ」において掲載する。

## **3 参加表明書の作成上の留意事項**

### 〈3-1 参加表明書の作成方法〉

参加表明書の様式は、様式1-1、1-2及び1-3に示すとおりとする。

### 〈3-2 参加表明書の提出〉

#### （1）提出期間

令和4年6月28日（火）午前8時30分から令和4年7月19日（火）午後4時30分まで

※受付は正午から午後1時までを除く午前8時30分から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

#### （2）提出先

2の〈2-3 提出先〉に同じ

(3) 提出物及び提出部数

- ・様式1-1 参加表明書・・・1部
- ・様式1-2 参加資格調書・・・1部
- ・様式1-3 誓約書・・・1部

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、令和4年7月19日（火）午後4時30分 必着とする。

#### 4 選定又は非選定の通知

〈4-1〉

参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼又は非選定の通知を行う。このうち、非選定の通知をした者に対しては、その理由を併せて通知する。

〈4-2〉

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求められることができる。

〈4-3〉

非選定理由の説明は、書面により行うものとし、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内に発送する。

〈4-4〉

非選定理由の説明書請求の提出方法、場所及び受付期間は以下のとおり。

(1) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限（非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内の日）必着とする。

(2) 受付場所

2の〈2-3「提出先」〉に同じ

(3) 受付期間

〈4-2〉のとおり。

#### 5 企画提案書の作成に関する質問の受付及び回答

〈5-1 提出方法〉

FAXで提出し、電話にて受信の確認を行うこと。

担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を明記すること。

〈5-2 受付期間〉

令和4年7月22日（金）午前8時30分から令和4年7月29日（金）午後4時30分まで

※受信の確認は正午から午後1時までを除く午前8時30分から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

〈5-3 提出先〉

2の〈2-3 提出先〉に同じ

〈5-4 回答〉

令和4年8月3日（水）から質問に対する回答の掲載を開始し、令和4年8月10日（水）までに、全質問に対する回答を「奈良県安全・安心まちづくり推進課ホームページにおいて掲載する。

## **6 企画提案書の作成上の留意事項**

〈6-1〉

企画提案書の提出は、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部の提出を求めるものではない。

〈6-2〉

様式2-2は、右肩の（商号又は名称）以外に、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。当該記載がある場合は、その項目を無効とする。

〈6-3〉

企画提案書の作成に用いる言語は日本語とする。また、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。

〈6-4〉

企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

〈6-5〉

提出された企画提案書は返却しない。

〈6-6〉

企画提案書が本業務説明書の内容及び様式に適合しない場合は、無効とする。

〈6-7〉

企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

〈6-8〉

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書は無効とする。

〈6-9〉

企画提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は原則として認めない。

〈6-10〉

提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

〈6-11〉

提出された企画提案書及びその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。

〈6-12〉

企画提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。

〈6-13 企画提案を求める項目〉

高齢者等特殊詐欺被害防止CM制作業務委託に関する企画提案

〈6-14 企画提案書の作成方法〉

企画提案書の様式は、様式2-1、2-2及び2-3に示すとおりとし、添付書類として、絵コンテ（カラー印刷・任意様式）を提出すること。

〈6-15 企画提案書の内容に関する留意事項〉

(1) 企画提案

企画提案書には、業務の目的及び業務の内容を踏まえ、次の事項について記載すること。

#### ①実施体制

記載様式は様式 2-2 とし、以下の事項等を A4 版 4 ページ以内に記載すること。

- ・企画運営体制及び県との連絡調整の体制  
(人員配置や業務分担、県との連絡体制について記載。)
- ・業務スケジュール  
(企画、撮影、編集等、成果物納品までの業務スケジュールを記載。)

#### ②企画提案

記載様式は様式 2-3 とし、以下の事項等を記載すること。また、絵コンテについては任意の様式とする。

ア. 「タイトル又はキャッチコピー」及び「概要(目的・テーマ・コンセプト)」

本事業の趣旨や目的を踏まえて記載してください。

イ. CMの構成

制作するCMのイメージが分かるようにシナリオや構成等を絵コンテ(カラー印刷・任意様式)に表現してください。

ウ. 特殊詐欺被害防止対策について、県民の行動を喚起するために、特に工夫した点を記載してください。

エ. 特殊詐欺被害防止対策として防犯電話を導入することを、県民に喚起させるために、特に工夫した点を記載して下さい。

オ. その他事業効果を高めるために、特に工夫した点を記載してください。

カ. タレントの使用、BGMの挿入及びナレーションの挿入の有無

#### (2) 所要経費見積

- ・本業務に係る所要経費の見積書を提出すること。
- ・見積書については任意の様式とする。

#### 〈6-16 委託上限額〉

2,960,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

#### 〈6-17 企画提案書の提出〉

##### (1) 提出期間

令和4年7月22日(金)午前8時30分から令和4年8月10日(水)午後4時30分まで

※受付は正午から午後1時までを除く午前8時30分から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

(2) 提出先

2の〈2-3 提出先〉に同じ。

(3) 提出書類及び提出部数 (A4サイズ)

- ・様式2-1 企画提案書・・・1部
- ・様式2-2 高齢者等特殊詐欺被害防止CM制作業務委託に関する企画提案・・・1部
- ・様式2-3 提案説明書・・・1部
- ・絵コンテ (カラー印刷・任意様式)・・・1部
- ・見積書・・・1部

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、令和4年8月10日 (水) 午後4時30分必着とする。

〈6-18 ヒアリング〉

企画提案書について、ヒアリングを実施する。

以下を予定しているが、詳細については、参加表明書を提出した者のうち、企画提案書の提出を依頼する者に対して個別に通知するものとする。なお、時間配分等は変更する場合がある。

- (1) 日時：令和4年8月31日 (水) 13:30から
- (2) 場所：奈良県中小企業会館会議室 (3)
- (3) 出席者：3名以内 (業務実施責任者は必ず出席すること。)
- (4) 時間配分：プレゼンテーション15分・質疑応答10分

## 7 企画提案書を特定するための評価基準等

企画提案書及びヒアリングの評価項目・評価基準は下記のとおり。

評価項目		評価基準	配点
企画 提案力	①業務の理解度	業務の趣旨を理解し、目的・テーマ・コンセプトが的確である。	10点
	配点 50点	②訴求性	特殊詐欺被害防止対策について、県民の行動を喚起するための提案がなされている。
			特殊詐欺被害防止対策として防犯電話を導入することを、県民に喚起させるため、その内容や方法に創意工夫が見られる。

業務 遂行力	③実施体制	業務の実施体制及び担当者の役割が明確であり、業務遂行に必要な能力を有していると認められる。	20点
配点 40点	④業務実績	本業務と同種・同規模業務に対する十分な実績がある。	20点
見積 価格	⑤見積価格	提案内容を実現するための経費がもれなく盛り込まれており、妥当な金額である。	10点
配点 10点			
合計			100点

※審査委員の合計点を集計し、最高点の者を受託者として特定する。

※平均点数が100点満点中60点未満の提案を行った者は選定の対象としない。

## 8 特定又は非特定の通知

### 〈8-1〉

企画提案書を提出した者には、特定又は非特定を通知する。このうち、非特定の通知をした者に対しては、その理由を併せて通知する。

### 〈8-2〉

非特定通知書を受けた者は、非特定の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。

### 〈8-3〉

非特定の理由の説明は、書面により行うものとし、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内に発送する。

### 〈8-4〉

非特定の理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は、以下のとおり。

#### (1) 受付方法

持参又は郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限（非特定の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内の日）必着とする。

#### (2) 受付場所

2の〈2-3 提出先〉と同じ。

(3) 受付期間

8の〈8-2〉のとおり。

## 9 その他留意事項

〈9-1〉

契約書の作成を要する。

〈9-2〉

提出された書類は返却しない。

〈9-3〉

この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。

〈9-4〉

本業務内容は、協議により一部変更することがある。

〈9-5〉

成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (2) 本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて奈良県に帰属するものとする。

〈9-6〉

奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）にのっとり、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を理解したうえで業務に当たること。

〈9-7 契約の不締結〉

提案者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、提案者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経

営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、奈良県が提案者に当該下請契約等の解除を求め、提案者がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約を履行するに当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

#### 〈9-8 契約の解除〉

契約締結後、契約者について〈9-8 契約の不締結〉に該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約者に契約金額の100分の10（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額の損害賠償義務が生じる。

なお、〈9-8 契約の不締結〉中「提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された

資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。